第六条 従来ノ本俸ヨリ二円以下一円五十銭
迄三割 一円四十九銭以下一円迄三割
五分 九十九銭以下四割ノ歩合ヲ
以テ値上スルコト
第七条 [illegible]業ノ件
傭入レ実働ハ従来ノ通リ支給スルコト
傭入レ会社ノ都合ニヨリ残業ノ場合ハ
七時五十分ヲ限度トシ此場合ハ六分
トス
右要求ス
大岡[illegible]
外十五名

秘 232 号

情報課長

特秘第一四八八号
大正十一年八月十八日
大阪府知事 [illegible]
内務大臣 水野錬太郎殿
農商務大臣 [illegible]殿
警視総監 [illegible]殿
京都府知事 [illegible]殿
大阪地方裁判所検事正殿

(川北)電機製作所今福工場職工ニ関スル件(第一報)
[illegible]
[illegible]